

## 会員施設各位

### 災害発生時における被災状況確認ならびに物資支援について

全国各地において毎年のように発生する自然災害に対して、当会では、＜被災会員施設への緊急援助体制構築について＞の規定を設けました。

会員施設周辺において災害が発生した際は、当会より、被災状況および貴施設で必要とされる物資確認のご連絡をさせていただき、可能な範囲で物資支援をさせていただきます。このため、発災直後の慌ただしい最中と推測されますが、連絡責任者の皆様に当会よりご連絡がありますことをご承知おきください。何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、以下、規定＜被災会員施設への緊急援助体制構築について＞をご参照ください。

## 一般社団法人回復期リハビリテーション病棟協会

### ＜被災会員施設への緊急援助体制構築について＞

#### 【規定】

激甚災害に該当するような災害が発生し、会員施設に相応の被災が生じ、運営に支障をきたした場合に緊急物資等を支援する。

#### ① 被災状況の確認方法

総務委員会の指示により、事務局が被災地域の施設に対して電話・インターネット、メール等により確認する。

確認内容

A；職員の被災状況

B；建物・インフラの被災状況

C；緊急的に支援が必要な物資の有無（具体的な物資名と数量）

#### ○物資の確保と配送方法

被災地域に隣接する理事に物資の確保と配送を依頼する。配送は業者に委託することを原則とする。ただし、施設責任者から業務としての指示があった場合には、職員等による搬送等を妨げない。

#### ○物資確保・配送における費用弁済

あらかじめ予算限度額を事務局より伝える。その上で、購入・配送にかかった領収証を事務局に送付してもらい、確認後に後払いとする。

## ○予算

毎年の災害対策予備費として 100 万円を計上する。

施設ごとの緊急物資支援についての限度額は、1 施設 20 万円までとする。なお、大規模災害にて 6 施設以上が緊急物資支援を要望した場合、一次的には 100 万円の範囲内で配分する。下記②における寄付が得られた場合にはその額に応じて 1 施設の総額 20 万円までとして配分する。

## **②大規模災害時の寄付を募る体制について**

二次医療圏域をまたぐ規模の災害が発生し、協会が災害対策予備費での対応が困難と判断された場合には、会員施設に対して協会が用途を被災施設支援に限定した寄付を募る。

## ○付帯事項

被災施設が日本リハビリテーション病院・施設協会等、他医療団体の会員施設であった場合には、各協会事務局と相談の上、二重支援にならないよう留意する（可能であれば、被災状況確認時に他医療団体による支援物資依頼の有無についても調査する）。

2021 年 11 月 26 日総務委員会作成

2022 年 2 月 3 日理事会承認